

## 規制影響分析書要旨

規制の名称	ラベル表示義務の対象物質の拡大	
主管部局・課室	労働基準局安全衛生部 化学物質対策課	
関係部局・課室	—	
評価実施時期	平成27年4月	
規制の新設・改廃の内容・目的	化学物質による労働災害を未然に防止するため、安衛法第57条第1項の表示義務の対象物について、現在は104物質を対象としているところ、安衛令別表第9に掲げる通知対象物(640物質)等までその対象を拡大する。(ただし、譲渡又は提供の過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならないものであって、譲渡又は提供時に危険又は健康障害が生じるおそれのないものについては、表示義務の対象から除く。)	
	(根拠条文)	労働安全衛生法の一部を改正する法律による改正後の労働安全衛生法第57条、第57条の2、第57条の3及び第113条等
想定される代替案	安衛令別表第9に掲げる通知対象物(640物質)については、努力義務規定に基づく行政指導により化学物質の譲渡・提供者に対し表示を求めることを努力義務とし、努力義務規定に基づく行政指導によりその実効性を担保する。	
想定される費用	新設・改廃する規制案	代替案
(遵守費用)	本規制により、化学物質の譲渡・提供者に新たな措置を義務付けることに伴い容器・包装への表示に係る費用が生じると考えられる。	本規制により、化学物質の譲渡・提供者に新たな措置を努力義務化することに伴い容器・包装への表示に係る費用が生じると考えられる。
(行政費用)	国において、本規制の新設に伴う費用、人員等の増減はない。	国において、代替案に伴う費用、人員等の増減はない。
(その他の社会的費用)	その他の社会的費用は発生しないと考えられる。	危険性・有害性に関するラベル表示が徹底されないことにより、労働災害が発生する可能性が高まる。
想定される便益	新設・改廃する規制案	代替案
(労働者への便益)	危険性・有害性に関するラベル表示がされる化学物質が拡大することにより、その化学物質の危険性・有害性を労働者が直接目にする機会が増え、より認識しやすくなり、労働災害の未然防止に資する。	改正案と同様、必要なラベル表示がなされた場合には、危険性・有害性に関するラベル表示がされる化学物質が拡大することにより、その化学物質の危険性・有害性を労働者が直接目にする機会が増え、より認識しやすくなり、労働災害の未然防止に資する。

<p>(事業者への便益)</p>	<p>上述【労働者への便益】のとおり、労働災害の未然防止が促進され、その結果、労災の補償リスクを低減することができる。また、労災補償保険法による保険給付の総量が抑えられることにより、事業者全体にとって、保険料負担の軽減につながるものである。</p>	<p>改正案と同様、必要なラベル表示がなされた場合には、労働災害の未然防止が促進され、その結果、労災の補償リスクを低減することができる。また、労災補償保険法による保険給付の総量が抑えられることにより、事業者全体にとって、保険料負担の軽減につながるものである。</p>
<p>(国民全体への便益)</p>	<p>労働者の健康確保と事業者の経営の安定化が図られる。</p>	<p>改正案と同様、必要なラベル表示がなされた場合には、労働者の健康確保と事業者の経営の安定化が図られる。</p>
<p>分析結果</p>	<p>本規制の便益は、化学物質による労働災害を防止することである。  費用については、すでに一定の化学物質を譲渡・提供する際の容器・包装に対するラベル表示については義務課されており、今回の規制は、この対象物質を拡大するものであることから、行政の費用が増加することはない。また当該化学物質の譲渡・提供者については遵守費用は増加するものの、事業者全体にとって、労災の補償リスクの低減等の便益を得ることができることから、ラベル表示義務の対象物質の拡大は適当と判断する。  一方、代替案(国の通達による行政指導)では、対策を取る事業者については本規制同様、遵守費用が発生するにもかかわらず、事業者に法的な義務を伴わないことから、必ずしもラベル表示がなされるとは限らず、そのため、化学物質による労働災害の未然防止等について効果が限定される。  したがって、一定の危険性・有害性が確認されている化学物質を譲渡・提供する際のラベル表示義務を履行させるため、努力義務に基づく行政指導(代替案)でなく、罰則を伴った法的拘束力を持つ本規制案を採用すべきである。</p>	
<p>有識者の見解その他関連事項</p>	<p>労働政策審議会建議「今後の労働安全衛生対策について」(平成25年12月24日)において、本規制と同様の規制が必要との結果が取りまとめられている。</p>	
<p>一定期間経過後の見直し(レビュー)を行う時期又は条件</p>	<p>国際機関等における発がん性等の評価の見直し等の場合に見直しを行う。</p>	
<p>備考</p>	<p>—</p>	